

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、国民健康保険税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び須坂市国民健康保険税条例に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を賦課決定している。 ①地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知 ②国民健康保険税の減免 ③国民健康保険税の賦課 ④国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村)) ⑤国民健康保険税の課税の特例(非自発的失業に係る保険料の軽減) ⑥国民健康保険税の特別徴収(税額通知)(市町村→年金保険者) ⑦その他保険税の賦課に関すること ⑧サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 税宛名システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税対象者情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【情報照会】27、45の項【情報提供】46の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須坂市総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話 026-248-9000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須坂市総務部税務課 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話 026-248-9001

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	1③システムの名称	G-パートナー	総合行政システム(税業務系)	事後	ベンダー変更
令和1年6月10日	5②所属長の役職名	税務課長 青木一浩	税務課長 滝澤永造	事後	人事異動
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	1③システムの名称	総合行政システム(税業務系)	国民健康保険税システム、税宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	訂正
令和3年3月1日	5②所属長の役職名	税務課長 滝澤永造	税務課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	7請求先	総務部総務課	総務部総務課庶務係	事後	組織変更
令和3年3月1日	Ⅱ 1.2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	1③システムの名称	国民健康保険税システム、税宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	1. 国民健康保険税システム 2. 税宛名システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	V リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦その他保険税の賦課に関すること	⑦その他保険税の賦課に関すること ⑧サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. 中間サーバー	4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅳ 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅳ 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	5. サービス検索・電子申請機能	5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数